千葉市公共事業施行推進本部設置要綱

　　（設　置）

第１条　経済情勢の変化に対応し、本市の公共事業の円滑な施行の推進を図るため、千葉市公共事業施行推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

　　（所掌事務）

第２条　推進本部は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

（１）公共事業の施行方針の決定及びその進行管理に関すること。

（２）公共事業の施行に係る連絡及び調整に関すること。

（３）その他公共事業の施行に関し必要な事項

　　（組　織）

第３条　推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

２　本部長は、財政局所管の事務を分担する副市長の職にある者をもってこれに充てる。

３　本部長は、推進本部の事務を総理する。

４　副本部長は、他の副市長及び会計管理者をもってこれに充てる。

５　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長の指名する副本部長がその職務を代理する。

６　本部員は、別表第１に掲げる職にある者をもってこれに充てる。

　　（会　議）

第４条　推進本部の会議は、必要に応じ本部長が招集する。

２　推進本部は、必要があるときは、関係職員を会議に出席させて説明を求めることができる。

　　（事務局）

第５条　推進本部の事務局は、財政局財政部財政課に置く。

　　（補　足）

第６条　この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

　　　附　則

　　この要綱は、平成４年４月２４日から施行する。

　　この要綱は、平成６年４月１日から施行する。

　　この要綱は、平成９年８月１日から施行する。

　　この要綱は、平成１３年４月１日から施行する。

　　この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

　　この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

別表第１

|  |  |
| --- | --- |
| 本部員 | 　総務局長、総合政策局長、財政局長、市民局長、保健福祉局長、こども未来局長、環境局長、経済農政局長、都市局長、建設局長、消防局長、水道局長、教育長 |